

令和6年6月14日

鹿児島県「核燃料税」の更新

鹿児島県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の鹿児島県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：60,060円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,422百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）48千円
課税を行う期間	5年間（令和6年7月4日から令和11年7月3日まで）

- ・ 令和6年 3月22日 鹿児島県議会にて条例案可決
- ・ 令和6年 3月28日 総務大臣協議
- ・ 令和6年 6月14日 総務大臣同意
- ・ 令和6年 7月 4日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。